

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意見	対応
那須塩原市	企画政策課	指導事項等なし。	—
那須塩原市	ネイチャー ポジティブ 課	<p><種の保存法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に希少動植物種が確認されておりませんが、事業者によって希少種が確認できた場合は、保護に配慮してください。 <p><土壌汚染対策法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となる場合があるため、県北環境森林事務所環境対策課と協議してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に希少動植物種が確認された際には、保護に配慮いたします。 ・面積3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際には、県北環境森林事務所環境対策課と協議を行います。 協議予定日：2026. 2. 24
		<p><騒音規制法、振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴い、法律に基づく特定建設作業に該当する工事を行う場合は、あらかじめ市ネイチャーポジティブ課への届出が必要となります。 また、法令に基づく特定施設を設置する場合は、あらかじめ市ネイチャーポジティブ課への届出が必要となります。 自動車走行騒音、荷さばき作業等に伴う騒音については、周辺的生活環境を損なうことのないよう十分な配慮に努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業に該当する工事を行う際には、特定建設作業の開始の日の7日前までに市ネイチャーポジティブ課へ届出を行います。 また、特定施設を設置する際には、特定施設の設置の工事開始の日の30日前までに市ネイチャーポジティブ課への届出を行います。 自動車走行騒音や荷さばき作業等に伴う騒音については、周辺的生活環境を損なうことのないよう十分な配慮いたします。
那須塩原市	サーキュラー エコノミー 課	<p><廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物に該当する種類と産業廃棄物に該当する種類に分かれます。混在することのないよう保管施設において区分し、それぞれ許可のある処理業者に委託してください。 ・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗から排出される廃棄物等は事業系一般廃棄物と産業廃棄物とが混在しないよう分別保管を徹底いたします。また、許可業者に委託します。 ・資源物と廃棄物とが混在しないよう分別保管し、廃棄物の排出減量に努めます。
那須塩原市	都市計画課	<p><国土利用計画法></p> <p>5,000㎡以上の土地について、売買契約又は権利金その他一時金（敷金・保証金を除く）を伴う借地契約を締結した場合は、契約日から起算して2週間以内（契約日を含む）に国土利用計画法第23条第1項に基づく土地売買等の届出をする必要があります。なお、複数の契約により計画的に5,000㎡以上の土地を売買し、又は借地する場合も契約ごとに届出が必要となります。</p> <p><屋外広告物条例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を掲出する場合は、市屋外広告物条例に基づき、事前に許可申請が必要です。なお、広告物の種類や掲出場所等の基準によって、掲出できない場合もありますので、素案ができて次第、速やかに市都市計画課都市計画係と協 	<p>賃貸借契約のため、該当なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案ができて次第、協議の上、許可申請を提出します。 協議日：2025. 12. 26

		<p>議してください。</p> <p><那須塩原市立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該物件が、大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗に該当する場合、工事着手の30日前までに那須塩原市立地適正化計画に基づく届出(開発行為に係る届出及び誘導施設を有する建築物の新築に係る届出の2種)が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議を行い、必要な届出を行います。協議予定日：2026. 3. 10
那須塩原市	保全管理課	<p><道路法></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗入口の工事及び市道に係る工事については、保全管理課と協議し、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出してください。 保全管理課所管土地(市道等)と対象地との境界については、保全管理課と協議してください。 道路部との境界には境界標を設置することとし、予め道路管理者と境界標の位置、種類、設置方法を協議して下さい。境界プレートを使用する場合は、ビス2穴タイプを使用し、安全対策を講じて設置してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗入口の工事及び市道に係る工事を行う際には、保全管理課と協議を行い、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出いたします。提出予定日：2026. 2. 24 保全管理課所管土地(市道等)と対象地との境界については、保全管理課と協議を行います。測量済 道路部との境界に境界標を設置する際には、予め道路管理者と境界標の位置、種類、設置方法について協議を行います。また、境界プレートを使用する際には、ビス2穴タイプを使用することとし、安全対策を講じて設置いたします。測量済
那須塩原市	建築指導課	<p><建築基準法></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第6条に基づく建築確認申請が必要です。 建築物の用途に応じ「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出が必要なる場合がありますので、事前相談をしてください。 「栃木県建築基準条例」の適用について確認してください。 床面積が80㎡以上の建築物を解体する場合、敷地の造成工事の費用が500万円以上の場合又は新築若しくは増築する建築物の床面積が500㎡以上の場合、工事着工7日前までに「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」第10条に基づく届出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請を行います。提出予定日：2026. 5. 10 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出について、事前相談を行います。協議予定日：2026. 3. 10 栃木県建築基準条例の適用する部分を確認します。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条に基づき、届出を行います。提出予定日：2026. 6. 30
那須塩原市	管理課	指導事項等なし。	—
那須塩原市	整備課	指導事項等なし。	—
那須塩原市	学校教育課	<p><学校保健安全法></p> <p>計画地西側の接道道路「市道総合グラウンド西線」は、埼玉小学校の通学路に指定されています。また、厚崎中学校の通学路としても利用されていることから、児童生徒の交通安全には十分配慮願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出入口付近には見通しを阻害する構造物等の設置は行わず、又、出入口には停止線と「止まれ」の路面表示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保いたします。また、オープン時や繁忙期には出入口に交通整理員を配置し、出入口周辺における児童生徒の安全に配慮します。

那須塩原市	生涯学習課	<栃木県青少年健全育成条例> 栃木県青少年健全育成条例の規定に基づき 青少年の非行防止や健全育成に努めてくださ い。	・栃木県青少年健全育成条例の規定に基づき、 青少年の非行防止や健全育成に努めます。
那須塩原市	商工振興課	指導事項等なし。	—
栃木県	地域振興課	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の 要否について、那須塩原市都市計画課に確認し てください。	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出 の要否について、那須塩原市都市計画課に確認 いたしました。
栃木県	県民協同推 進課	○酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認 等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売し ないようお願いします。 ○図書类等 (DVD・ゲームソフトを含む) を取り扱う 場合には、どのような図書類が有害図書類に該 当するのかを理解し、有害図書類については、 栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区 分陳列を実施し、これらを青少年 (18歳未満の 者) には閲覧・販売等しないでください。また 、陳列箇所は、有害図書類は青少年に閲覧・販 売等できない旨の掲示 (大きさ30cm×15cm) を行ってください。	酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認 等の必要な措置を行います。 図書类等 (DVD・ゲームソフトを含む) を取り扱う 際には、どのような図書類が有害図書類に該 当するのかを理解し、有害図書類については、 栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区 分陳列を実施し、青少年には閲覧・販売等を行 わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇 所には有害図書類を青少年に閲覧・販売等でき ない旨の掲示を行います。
栃木県	環境保全課	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から苦情 が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠 意ある対応を行うようお願いします。(回答不 要) ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、 工事着工30日前までに一定規模以上の土地の 形質変更届出が必要となります。所管する県北 環境森林事務所環境対策課 (0287-22-2277) と 協議してください。	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際には 、県北環境森林事務所環境対策課と協議を行 います。 協議予定日：令和8年3月24日
栃木県	資源循環推 進課	○栃木県では令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までを計画期間とする資源循環推進 計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした 上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形 成を推進するための施策を展開することとし ております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御 理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの 認定商品等の取扱い 拡充及び回収ボックス設 置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の 形成に資する取組について、御協力くださ いますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3 (2021) 年度から令和12 (2030) 年度までを計画期間とする食品ロス削 減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施 策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御 理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必 要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積	食品ロスの削減やエコマークの認定商品の 取扱い 拡充等、循環型社会の形成に資する取組 について検討いたします。 「てまえどり」の周知により食品ロス量の削減 を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用 等食品ロス削減に取り組んでまいります。

		極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	
栃木県	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 ・市道総合グラウンド西側線の北側出入口（出入口No.1）について左折入庫・左折出庫となる対策をとるよう、お願いします。 	<p>オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた際には、関係機関と協議を行い必要な対策を講じてまいります。</p> <p>市道総合グラウンド西側線の北側出入口は左折入庫誘導となるよう、右折入庫禁止看板を設置いたします。</p>
栃木県	道路整備課	意見なし	—
栃木県	道路保全課	意見なし	—
栃木県	上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画については、那須塩原市担当課と協議してください。	<p>汚水排水計画及び雨水排水計画については、那須塩原市と協議を行います。</p> <p>協議日：令和8年1月30日</p>
栃木県	都市政策課	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を設置する場合には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許可申請について、那須塩原市都市計画課と協議してください。 ・那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都市計画課と協議して下さい（栃木県景観条例は適用されません）。（協議先：那須塩原市都市計画課0287-62-7159） <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、那須塩原市都市計画課と協議してください。（協議先：那須塩原市都市計画課都市計画係0287-62-7159） ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、那須塩原市都市計画課で確認してください。（協議先：那須塩原市都市計画課開発指導係0287-62-7048） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：那須塩原市都市計画課開発指導係0287-62-7048） 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を設置する際には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許可申請について、那須塩原市都市計画課と協議を行いました。（協議日：令和7年12月26日） ・那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都市計画課と協議を行います。（協議予定日：令和8年3月24日） <p>那須塩原市都市計画課と立地適正化計画について協議を行います。</p> <p>協議日：令和8年3月24日</p> <p>那須塩原市都市計画課と駐車場法施行令に基づく構造・設備基準について確認を行いました。</p> <p>栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。</p>

		<p><盛土安全推進班></p> <p>・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</p> <p><開発指導担当></p> <p>・都市計画法における開発許可の要否について、那須塩原市都市計画課と協議してください。 (協議先：那須塩原市都市計画課開発指導係 0287-62-7048)</p>	<p>盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議を行います。 協議日：令和8年3月24日</p> <p>都市計画法における開発許可の要否について、那須塩原市都市計画課と協議を行います。 協議日：令和8年1月30日</p>
栃木県	都市整備課	意見なし	—
栃木県	建築指導課	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原市建設部建築指導課（TEL：0287-62-7169）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</p>	<p><各申請等提出先・提出予定日></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築確認申請 提出先：国際確認検査センター 提出予定日：令和8年5月10日 ●建築物省エネ法 提出先：国際確認検査センター 提出予定日：令和8年5月10日 ●建設リサイクル法 提出先：那須塩原市 建築指導課 提出予定日：令和8年6月30日 ●バリアフリー法 該当なし ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 提出先：那須塩原市 建築指導課 提出予定日：令和8年4月20日
栃木県	警察本部 交通規制課	<p>・令和7年12月24日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<p>・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と再協議いたします。</p>
栃木県	経営支援課	指導事項等なし。	—